

127.

Z-0006

0267



( )

續ヲ疾呼スト雖、國內ノ動搖ト財政困難トハ  
 彼ラレシ中途ニシテ戰軍ヲ止メシムトハ外ナ  
 ヲラント大シ或ハ或ラシテ露國々民ハ一般  
 ニ平和ヲ希望シ有カ者中ニモ尙ホ戰軍繼續ニ  
 反對スレバ一カチヲサレハ故ニ全局ノ勝算  
 ナクシテ漫リニ戰軍ヲ繼續マシムル國內ノ動  
 搖ハ益々劇甚ニシテ其結果那辺ニ及ラザル  
 一カチノ目露國々從事者皆々資金ノ供給ヲ仰  
 スル外國金融市場ニ再々其財源ヲ緊縮シ来リ  
 得ル如ク湖金ニトシテ能ハキトシテ至リシトモ

10x20 TS

P.V.M 9 1014

( )

任ラ有スル一派ハ勝敗ニ非ヤ、其戰ヲ繼續ス  
 ルノ外自己ノ之脚桌トテ境界ニ在リテ以テ統  
 然戰軍ノ繼續ヲ主張スルナラント思料シムル  
 ヲ事ヤレ或彼等ハ今トニ至リ最年戰局面復  
 望ミテヤレトハ大勢ニ於テ然レノミナラズ、局  
 外諸國亦均シク確認スル所ナリ、抑ラ昂然  
 トシテ益々戰軍繼續ノ公言シ或ハ陸軍ノ大動  
 員ヲ決行ヤントシ或ハ艦隊増遣ニ及ラズル等  
 諸般ノ事實ニ徴スレテ彼等ノ決心ハ益々鞏固  
 ナリト見做ササトテ得テ説者或ハ曰ク戰軍繼

10x20 TS

P.V.M 9 1013

Z-0006

0269

( )

順陥落以來漸々其傾向ヲ変シ奉天會戰前  
 一々ハ最早露國ニ於テハ軍局回復ノ望ミナ  
 一々ハ八月ニ越陥ル長シ止テ外資ヲ得レト  
 一々ハ因難トナリ各々窮蹙ニ陥ルノ觀念一般  
 一々ハ一々ハ事ヲ台トシ奉天會戰ノ結果ハ一層以觀  
 一々ハ念ヲシテ望ムヨシトシ今ヤ列國ノ連綿ハ露國ノ  
 一々ハ全米神聖ノ地位ニ立テ最早講和ノ外長厲トキ  
 一々ハ二トテ認ムトシ一々ハ致ヤリ然レトキ列國政府ノ  
 一々ハ態度ニ對シテハ各自政策上ノ兼倚ヲナシテ自ラ軍  
 一々ハ一々ハテリ得ル之ヲ倒シハ或者ハ其戰軍ヲ利用

10x20

T 8

P.V.M 9 1016

( )

事實ニシテ以テ尋常因轉令シ露國ヲシテ如何  
 一々ハ戰軍繼續ノ決心鞏固トシマシテ一々ハ實行スル  
 一々ハト能ハス能ハス講和ノ止ムヲ得ナレトシテ一々ハ  
 一々ハ二トテシテトシマシテ一々ハ一々ハ然レトキ今  
 一々ハヨリ之ヲ期待スルハ極ムニ早計ニシテ帝國ノ  
 一々ハ為ニ取リテカレトシテ勿論ナリ  
 一々ハ次ニ列國ノ態度ヲ觀ルニ一般ノ人心ハ概シテ  
 一々ハ帝國ニ同情ヲ表スレテ終局ノ勝利ハ露國ニ  
 一々ハ歸スヘシトシテ一々ハ觀念ヲ有レトキ一々ハ英米人中ニ  
 一々ハ一々ハ殊ニ大陸諸國ニ於テハ最早然リシカ  
 一々ハ一々ハ

10x20

T 8

P.V.M 9 1015

Z-0006

0270

( )

下未の性  
 平和回復ノ手段ヲ執ラントス  
 露國ノ実情ト列國ノ態度ハ大要前述ノ如クナ  
 り故ニ帝國ニ於テハ戰争ハ永引スヤトト贊  
 望シ之ニ應ジ持クノ第一講スルハ外ナシト信  
 ス果シテ然ラハ今後ノ作戦並ニ外交ハ大体  
 於テ古ノ如クヤシトト緊要トシ  
 一 作戦ニ在リテハ從事或軍ヲ著ク占ト得  
 地位ハ之ヲ據守シ忠事情ト許ス限リ今  
 リテハ唇僞誘ノ地位ヲ占ムルニ努ムル

10x20 P.V.M. 1018 TS

( )

シテ自己ノ政策ヲ進メ又ハ交戦國ノ益々疲弊  
 スンニトテ好ハク故ニ平和回復ノ急ム  
 マサレテ自己ノ如ク或者ハ政略ト及解任ト  
 爲ヨリハ平和ノ回復ヲ希望スルヲ露  
 國ノ自己心ヲ傷害マシトテ恐レテ平和ノ為  
 ノニ何等行動ヲ執ルニトテ取テヤク或者ハ又  
 世界ノ利益ト自己ノ名譽心トノ爲メニ西交戦  
 國ニ向テテ仲介ヲ試ミルノ念々々々アラス  
 露國ニ於テ未ダ講和ノ意ナク尚ド之  
 実行ニ由テヤク如クシ要ストテ列國ニ於テ目

10x20 P.V.M. 1017 TS

Z-0006

0271

( )

其係ヲ存スルヲ以テ其期ヲ一ニ固ク持スル  
 之我終局ノ目的ヲ達スルヲ期セサルハカ  
 考究問題  
 極東ニ於ケル露國海軍力ヲ制限セシムル  
 之ト  
 右ハ將來平和ノ保障ニシテ露國ニ於テハ  
 一日本講和ヲ爲シテ後鏡意軍備ヲ整へ復  
 他ヲ企テトナシテ期々ハカス之ヲ平  
 隊ノ爲メハ極東ニ於ケル彼レノ海軍力ヲ  
 制限スルヲ以テ露國ニ有利ナト思惟ス然レ

10x20 Ts

P.V.M 9 1020

( )

外交ニ在リテハ事情ノ許ス限リ迅速且愼  
 重ニ平和ノ克復ヲ計ル爲メ今ノ叶機ニ於テ  
 南支ノ手段ヲ執リ我終局ノ目的ヲ達スルヲ  
 期スルニト並ニ益々列國トノ關係ヲ親密ニ  
 シ時ニ帝國ニ対シテ友情ヲ有スル邦國トハ十  
 分意思ヲ疏通シ以テ列國連合ニテ我不利ノ  
 國トナシテ予防スルニ同叶ニ我終局ノ目的  
 ヲ貫徹スル爲メ復軍ヲ回シシムルニ好ム  
 之ヲ要スルニ今後ニ益々政略ト軍略ト密著ノ

10x20 Ts

P.V.M 9 1019

Z-0006

0272

( )

一 露國ノ結果中ノ港ニ奔竄ヤシ露國艦艇ヲ  
 立附キレタルト  
 右ハ戰敗ノ結果中ノ港ニ竄入シ  
 トハ又海軍ヲ增加ストノ利アリ然レ共露  
 國ノ体面ニ果ストト大ニシテ谷島ニ承諾  
 一 露國ノ結果中ノ港ニ奔竄ヤシ露國艦艇ヲ  
 立附キレタルト  
 右ハ戰敗ノ結果中ノ港ニ竄入シ  
 トハ又海軍ヲ增加ストノ利アリ然レ共露  
 國ノ体面ニ果ストト大ニシテ谷島ニ承諾

10x20

P.V. 9 1022

( )

一 浦塩ノ防備ヲ撤シテ之ヲ高港ト爲サシムル  
 一 項ヲ平和条約中ニ加フトハ露國ハ再  
 一 軍ノ望ミヲ失フヤ故ニ我邦ニ於テ飽  
 一 此條件ヲ主張セシハ勢ニ構和ヲシテ  
 一 ヤシムルノ恐レアリ  
 一 浦塩ノ防備ヲ撤シテ之ヲ高港ト爲サシムル  
 一 項ヲ平和条約中ニ加フトハ露國ハ再  
 一 軍ノ望ミヲ失フヤ故ニ我邦ニ於テ飽  
 一 此條件ヲ主張セシハ勢ニ構和ヲシテ  
 一 ヤシムルノ恐レアリ

10x20

P.V. 9 1021

Z-0006

0273

